

個人情報の保護に関する本法人の基本方針

制定：平成23年4月1日

社会福祉法人三和福祉会（以下「本法人」という。）、保育事業を行うにあたり、取り扱う個人情報につき、取得に際して本人から同意を受けた目的の範囲内で利用し、又その保有期間中は適切な管理に努め、よって本人の権利・利益を保護することを社会的責務と認識します。以上の認識のもと、本法人のすべての役職員は以下の項目について取り組むべく宣言いたします。

1. 本法人の個人情報の取り扱いに関連する法令等の遵守

本法人は、保育事業の遂行に伴い、以下の関係法令を遵守します。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行令
- (3) 経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」
- (4) 厚生労働省「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講すべき措置に関する指針について」
- (5) その他関係する法令、ガイドライン及び指針等

2. 安全管理措置の徹底

本法人は、個人データの安全管理のために、本法人内の管理・監督・職員の教育、及

び委託先の監督につき、必要かつ適切な措置を講じ、個人データの漏洩、毀損の防止

に努めます。

3. 個人情報保護体制の確立

本法人は、個人情報に関する個人情報保護対策プログラムを策定し、継続的な運用・改善を行うための体制を確立し、実践していきます。本法人の行う個人情報保護対策プログラムの概要は次の通りです。

- (1) 本法人は、個人情報の取り扱いに関する基本方針を定め、これらを実現するための規程・マニュアルなどの個人情報保護対策プログラム文書を策定しています。
- (2) 役員、職員への個人情報保護対策プログラム文書の教育・研修を行います。

(3) 定期的な監査を行い、その結果を理事長にレビューするとともに、その結果をもとに個人情報保護体制全体の見直しを定期的に行います。

(4) これら一連のコンプライアンス・プログラムにつき、本法人は役職員より個人情報保護責任者1名を選任し、管理監督を行います。

4. 個人情報の取り扱いに関する原則

業種、業態に応じて、取得、利用・保管・廃棄などの安全管理措置、役職員・委託先の監督、第三者提供、開示等の求めへの対応、苦情対応の原則（エッセンス）を記載します。

5. お問い合わせ先

当法人の個人情報保護方針についての質問、苦情又は提言などは、次の窓口までご連絡をお願いします。

【窓口】

電話：0944-73-4105

FAX：0944-73-4168

対応時間：平日及び土曜日の9時から18時まで

個人情報管理規程

第1章 総 則

第1条（目的）

本規程は、社会福祉法人三和福祉会（以下「本法人」という。）内の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、本法人が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する本法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

第2条（用語の定義）

本規程で使用する用語は以下のとおりとする。

（1）「個人情報」

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。

（2）「機密情報」

「部外秘」等、外部に公開することを禁止されている情報及び本法人のサービスに関する固有の情報を指す。

（3）「本人」

本法人が保有する個人情報によって識別される個人をいう。

（4）「役職員」

本法人の役員、正職員及び臨時職員（パート・アルバイト・嘱託員を含む。）をいう。

第3条（対象となる情報）

本規程の対象となる情報は、本法人で保管する全ての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

第4条（適用範囲）

本規程は、本法人の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生等、本法人に所属しないスタッフに対しても本規程の趣旨を踏まえて適切な取扱いを求めるものとする。又、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

第2章 個人情報管理体制

第5条（個人情報管理責任者）

本法人の個人情報管理責任者は理事長とする。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報管理委員会を主宰し、本法人における個人情報管理に関する取組の推進に責任を負う。
- 3 個人情報管理責任者は、上記の責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

第6条（個人情報管理委員会）

本法人における個人情報管理に関する意思決定機関として個人情報管理委員会を設置する。

- 2 委員長は個人情報管理責任者とし、委員は山田明寛、松尾和哉、西田恵理及び個人情報管理責任者が委任した者とする。
- 3 個人情報管理委員会は、個人情報に関する本法人取組の計画立案、指示、取扱規則の策定、セキュリティ対策の実践等、必要な取組を行う。

第7条（個人情報管理者）

施設長を個人情報管理者とする。

- 2 個人情報管理者は、個人情報管理委員会の定めた取組計画に従って、個人情報に関する取組を推進する義務を負う。

第3章 個人情報管理に係る安全措置の概要

第8条（個人情報保護に対する基本方針）

個人情報管理委員会は、個人情報保護に関する本法人としての基本方針を定め、これを公表する。

第9条（職員の個人情報の取扱い）

職員は、採用時に本規程及びその他個人情報管理に管理する規則を遵守する旨の誓約書を本法人に提供すると同時に、これらを遵守しなければならない。又、退職時に知り得た個人情報を漏えいしない旨の誓約書を提出しなければならない。

第10条（個人情報の収集）

収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示やホームページ等適切な方法により外部に公表する。

- 2 個人情報の収集は、しょおく利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、予め個人情報管理委員会の承認を得た上で、変更後の利用目的を公表する。
- 4 前項の規定にかかわらず、契約書等の書面やホームページへの入力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に対して利用目的を明示するものとする。

第11条（個人情報の保管）

本法人で保管する個人情報は、個人情報管理台帳等により一元化するものとする。

- 2 本法人で保管する個人情報は、施設管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的な管理対策を行う。
- 3 職員は、自らが所属する施設長又は施設長が指名する代行権限者の承認なく、個人情報を本法人外に持ち出し、あるいは第三者に提供してはならない。

4 個人情報を取引先・委託先等、外部に開示・提供する場合は、事前に個人情報管理者の承認を得た上で、機密保持契約を締結してこれを行うものとする。

第 12 条（個人情報の利用）

個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内において行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

2 データ入力等のため、個人情報の取扱いを外部業者に委託する場合、委託先の個人情報取扱いが適切かどうか確認した上、業務委託契約に委託業務遂行以外の目的での利用禁止、業務終了後の情報の返還又は廃棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。又、長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導、契約の見直し等を行うものとする。

第 13 条（個人情報の廃棄）

保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

2 個人情報の廃棄にあたっては、外部に漏えいしないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ処理を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

第 14 条（第三者提供）

業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、本人の同意を得るとともに予め個人情報管理委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

第 15 条（本人からの照会対応等）

個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・訂正・利用停止等の請求等、苦情および照会の受付窓口を山田明寛とする。

2 受付窓口部門は、対応に関する手続きを定め、これに従い速やかに必要な対応を行う。

第 16 条（教育）

個人情報管理者は、定期的に管下の職員を対象とした個人情報管理に関する教育を行う。又、ボランティア、実習生等に対しても個人情報管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取扱いを行うよう指導・監督する。

第 17 条（監査）

監事は、本法人内における個人情報管理の適切性について、適宜監査を行う。

2 監査を行った場合、監事は監査結果を監査対象部門及び個人情報管理委員会に伝達する。
3 監査対象部門は、監査結果に基づき、速やかに改善措置を実施し、結果を感じ及び個人情報管理委員会に報告する。

第4章 雜 則

第18条（本規程への違反）

本規程への違反が明らかになった場合、本法人は就業規則の定めに従い、違反を行った職員を懲戒処分の対象とする。

第19条（教育）

個人情報管理者は、必要に応じ個人情報管理に関する規則を制定するものとする。

第20条（改定）

本規程の改定は、個人情報管理委員会の発議によるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は令和2年4月1日から施行する。